保護者 様

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について(お知らせ)

埼玉県教育委員会及び羽生市教育委員会の指示を受け、羽生市立西中学校では次のような対応をします。ご理解、ご協力をお願いします。

- Ⅰ 検温を含む健康観察について
 - (I) 基本的には LEBER (リーバー) を継続します。
 - (2) 各学級での朝の出欠確認と健康観察を行い、生徒の所在を明らかにします。
- 2 出席停止の基準(条件)とその期間について

基準(条件)	出席停止の期間	登校可能になる条件
陽性(有症状)	発症後 5 日間	発症後 5 日が経過し、かつ、症状が軽快した後 日経過
陽性(無症状)	検体採取日を 0 日目とし、5 日間	検体採取後、6 日目。(ただし、出席停止期間に発症した場合は検体採取日を 0 日目とし 5 日経過し、かつ、症状が軽快した後 日が経過するまで)
普段と異なる症状 (発熱、咽頭痛、咳等)で 医師等により登校を控えるように指示された場合	学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで	学校医その他医師において感染のおそれがないと認めた 日の次の日
学級あるいは学校内に陽性者が確認され、かつ、保護者から感染不安で休ませたいと相談があり、同居家族に高齢者や基礎疾患があるなどの事情があって、合理的な理由があると校長が判断する場合	保護者の申し出により、 校長が出席しなくてもよいと認めた日数	校長が認めた日数の次の日
学級あるいは学校内に陽性者が確認され、かつ、医療的ケアを必要とする生徒、及び基礎疾患等があり、重症化するリスクが高い生徒について主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと校長が判断した場合	主治医の見解を保護者に確認の上、校長が出席しなくてもよいと認めた日数	校長が認めた日数の次の日

3 その他

- (1) 出席停止解除後、発症から 10 日間を経過するまでは当該生徒にマスクの着用を推奨します。
- (2) 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者の特定を学校で行うことがなくなり、行動制限及び協力要請も行われません。したがって、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されない場合に、登校をしないと欠席の扱いになります。
- (3) その他(基本的な感染対策、マスク、給食、臨時休業の目安、部活動等)については、埼玉県教育委員会教育長より通知があった、市町村立学校における学校の対応に準じます。

ご不明な点やご質問がありましたら、ご連絡ください。 TEL:048-561-0161